**債権譲渡承認申請書**

**＜輸出手形保険＞**

　　年　　月　　日

独立行政法人　日本貿易保険　御中

　　　　　譲渡人（被保険者）

【住所】

【株式会社●●銀行】

【代表取締役　●】

譲受人

【住所】

【●●株式会社】

【代表取締役　●】

振出人

【住所】

【●●株式会社】

【代表取締役　●】

　譲渡人（被保険者）は、２００５年１１月２４日に署名された商業上の債務についての債務救済措置に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の交換公文において定義される債権のうち譲渡人が保有する●●株式会社（以下「振出人」という。）の振り出した為替手形（以下「本件為替手形」という。）に係る別紙記載の各手形債権（上記手形債権についての商業信用状債権その他これに付随する一切の債権を含む。以下「本件手形債権等」という。）並びに本件手形債権等についての独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と譲渡人との間の別紙記載の証券番号の輸出手形保険契約、当該保険契約に適用される輸出手形保険約款その他の約款及びこれに関する特約書その他の合意書に基づく被保険者としての地位（以下「本被保険者としての地位」という。）を、譲受人に対して譲渡し、譲受人は、本件手形債権等及び本被保険者としての地位を譲り受けることを希望しています。

　そこで、譲渡人、譲受人及び振出人は、以下の事項を遵守することを条件として、本件手形債権等の譲渡を承認されたく、本書をもって申請いたします。

第１条（確認事項）

　譲渡人、譲受人及び振出人は、以下の事実を確認する。

（1）　譲渡人は、振出人から本件為替手形を買い取り、本件手形債権等に適用される輸出手形保険約款の規定に従い、通商産業大臣に通知を行い、輸出手形保険の被保険者となった。また、譲渡人は、別紙記載の［各］[[1]](#footnote-1)地方自治体（以下「本件自治体」という。）との間でも、本件為替手形につき保険契約（以下「追加補償制度」という。）を［それぞれ］[[2]](#footnote-2)締結した。

（2）　日本国政府及び本件自治体は、保険事故が生じたことを理由として、譲渡人に対し、それぞれ保険金を支払った。

（3）　譲渡人は、本件為替手形の手形金額から日本国政府及び本件自治体から受領した保険金相当額を控除した残額につき、振出人に償還請求を行い、振出人はこれを支払った。この際、振出人は、あらかじめ「輸出手形保険の保険関係が成立する荷為替手形の買取等について」の第2に基づき譲渡人との間で合意していた約定（以下「本件約定」という。）に従い、譲渡人に対して本件為替手形の引き換えを求めず、譲渡人が引き続き本件為替手形上の権利者として手形上の権利を行使することを承認した。

（4）　振出人は、譲渡人に対し、譲渡人が日本貿易保険から本件為替手形上の権利に係る回収金（分割して支払われるものを含む。以下「本件回収金」という。）を受領した場合、譲渡人が本件自治体に対して、本件回収金より、追加補償制度に基づく納付額を弁済することを条件として、本件回収金のうち、本件為替手形の手形金額に対する償還請求に基づいて支払った金額の割合に相当する金額の支払いを請求する権利（以下「本件求償権」という。）を有している。また、振出人は、本件為替手形の原因債権である輸出売掛債権（以下「本件輸出売掛債権」という。）を保有している。

第2条（譲受人の誓約事項）

1. 譲受人は、譲渡人から、日本貿易保険の承諾を条件として、本件手形債権等及び本被保険者としての地位を承継するものとする。
2. 譲受人は、振出人から、本件約定に基づく振出人としての地位、本件求償権及び本件輸出売掛債権を譲り受けるものとする。
3. 譲受人は、本件手形債権等について、日本貿易保険が定める様式の権利行使等委任状を直ちに日本貿易保険に提出し、かつ、当該委任状に記載された事項を遵守するものとする。
4. 譲受人は、日本貿易保険から本件回収金を受領した場合、本件回収金より追加補償制度に基づく納付額を、本件自治体に対し、支払うものとする。
5. 譲受人は、本件手形債権等、本件約定に基づく振出人としての地位、本件求償権及び本件輸出売掛債権を第三者（譲渡人を含む。）に譲渡又は質入せず、その他の処分を行わないものとする。
6. 譲受人は、本件輸出売掛債権の債務者、本件手形債権等のうち信用状債権の債務者、日本国政府、及びイラク共和国政府に対し、本件手形債権等、本件求償権及び本件輸出売掛債権を理由として請求、交渉その他一切の接触を行わないものとする。

第3条（その他の誓約事項）

1. 譲渡人、譲受人及び振出人は、本件手形債権等、本件求償権、本件約定に基づく振出人としての地位及び本件輸出売掛債権の譲渡に関する一切の紛争を当事者間の責任で解決するものとし、当該紛争に起因して日本貿易保険に損害、損失又は費用が発生したときは、当該紛争の当事者は、連帯してこれを補償するものとする。
2. 譲渡人、譲受人及び振出人は、日本貿易保険が、本件自治体に対して、本債権譲渡承認申請書に関する内容を開示することに同意する。
3. 譲渡人、譲受人及び振出人は、日本貿易保険の事前の書面による承諾を得ることなく、本書の内容を第三者に開示せず、機密として保持するものとする。
4. 譲渡人、譲受人又は振出人が本書のいずれかの事項に違反してこれにより日本貿易保険に損害、損失又は費用が発生したときは、当該違反した当事者は、当該違反によって発生した損害等について、賠償する責めを負う。
5. 本書に基づく約束は、日本法を準拠法とし、かつ、日本法に従い解釈されるものとする。また、本書に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

**承認証**

　年　　月　　日

　上記第2条第1項記載の本手形債権等の承継に関する承認の申請は、

|  |
| --- |
| 申請のとおり承認します。 |
| 次の条件を付して承認します。 |
| 承認しません。 |

|  |
| --- |
| 条件  譲渡人、譲受人及び振出人が、▲年▲月▲日【承認日から▲月後の応答日】までに本件債権譲渡につき書面による本件自治体の承認を得た場合、本承認の効力は当該承認の日に発生するが、▲年▲月▲日【承認日から▲月後の応答日】までに当該承認を得られなかった場合、本承認の効力は発生しない[[3]](#footnote-3)。 |

独立行政法人　日本貿易保険

理事長　　今　野　秀　洋

東京都千代田区西神田三丁目8番1号

千代田ファーストビル

別紙

サンプル

債権目録

2005年11月24日に署名された商業上の債務についての債務救済措置に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の交換公文において定義される債権のうち譲渡人が保有する●●株式会社の振り出した為替手形に係る各手形債権で、以下の証券番号の輸出手形保険契約の対象となっているもの

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 通貨 | 次数 | 証券番号 | 満期日 | 事故通番 | 取得比率 | リスケ元本残（●●年●月時点） | | 地方自治体  （追加補償制度） |
| 全体分  （日本貿易保険＋被保険者分） | 被保険者分 |
| JPY | １ | 100010819-75-004179-00 | 1976/4/12 | 0 | 79.999989476% | 100 | 20 | 東京都 |
| JPY | 1 | 100515675-85-000035-00 | 1986/9/21 | 0 | 74.245938214% | 50 | 10 | なし |
| US$ | 1 | 100008935-79-000108-00 | 1987/1/9 | 0 | 80% | 200 | 40 | 大阪府  大阪市 |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

1. （ＮＥＸＩ）地方自治体が複数の場合に加えます。 [↑](#footnote-ref-1)
2. （ＮＥＸＩ）地方自治体が複数の場合に加えます。 [↑](#footnote-ref-2)
3. [↑](#footnote-ref-3)